

交渉情報	NO.4	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2020年7月17日	添付資料:2枚

時給制契約社員のスキル評価未実施による精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部は、7月17日（金）「時給制契約社員のスキル評価未実施による精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2020年1月、長野東郵便局で同様の内容により精算が発生したことを受け、管内の単独マネジメント局あてに時給制契約社員のスキル評価について調査したところ、長岡郵便局、柏崎郵便局及び豊栄郵便局で、時給制契約社員のスキル評価の未実施が発覚し、基本賃金、割増賃金及び臨時手当等について、追給精算を実施が生じたものです。

発生状況等の詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び概要等

(1) 発生局及び対象者

長岡郵便局総務部	1名
郵便部	3名
第一集配営業部	3名
柏崎郵便局集配営業部	1名

※豊栄郵便局の対象社員1名については、遡ってスキル評価を実施したところ、新規採用時の単価から変動がないため、精算は発生しません。

(2) 精算期間

長岡郵便局	2017年	5月	～	2020年	6月
柏崎郵便局	2018年	12月	～	2020年	5月

(3) 清算合計金額

長岡郵便局	1, 746, 324円
柏崎郵便局	131, 807円

(4) 精算時期

2020年8月月例給与で精算予定

2 再発防止策

<長岡郵便局>

- ・自局で作成した時給制契約社員のリストにより、評価実施の有無を稟議書と突合する。

- ・スキル評価を実施後、非正規社員管理システムへ登録し、スキル認定書と突合する。
- ・時給制契約社員リストと最低賃金改定後の基本給が記載された辞令簿と突合する。

< 柏崎郵便局・豊栄郵便局 >

- ・スキル評価実施者に対して、支社で作成したマニュアルに基づき、支社評価・給与担当から管理者に対して指導する。

地本では、前回と今回の件を受け、案件が発覚した都度、個局で再発防止策を講じていることから、支社で統一した確認方法が出来ないか求めました。支社は、統一した確認方法は検討する。また、スキル評価を行う際に、指示文書で注意喚起するとともに、情報誌を作成し、周知することを確認しました。併せて、対象者に対する説明は対象者の所属部長又は総務部長が行うことも確認しました。

【労使対応】 単局窓口